

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、丸亀市綾歌町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（揚水施設改修事業）打越地区）を行うことについて平成29年5月31日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業文化部農林水産課において平成29年6月13日から同年7月3日まで縦覧に供する。

平成29年6月9日

香川県知事 浜 田 恵 造